

大分県在住外国人意識調査委託業務に関する仕様書

1 委託業務名

大分県在住外国人意識調査委託業務

2 趣旨・目的

大分県在住外国人住民が生活の中で抱えている不満や困りごとをアンケート調査により明らかにすることで、多様化する外国人住民のニーズに対応した多文化共生施策を推進し、今後の県経済の一翼を担う産業人材としての活躍が期待される外国人住民の県内定着および県外からの移住に繋げるための知見を得ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

4 委託事業の内容

(1) 調査の総合的企画、調査票の作成及び外国語への翻訳

大分県在住の外国人住民に対して、地域との交流や生活支援、コミュニケーション支援、情報収集などの視点から、外国人住民が大分県の生活で抱えている不満や困りごとの実態調査のための総合的な企画を行うこと。企画にあたっては以下の要件を充足すること。

(企画の要件)

- ・大分県在住の外国人住民3000者に対して、調査票の郵送を行うこと。なお、対象リストは別途、大分県から提供を行う。
- ・郵送にあたっては、調査対象者が回答しやすいように、ボールペン及び返信用の封筒を同封すること。
- ・調査票は、やさしい日本語及び大分県が指定する5国語以上の外国語（英語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、中国語（簡体字））で作成をすること。作成する外国語については、調査の実施にあたって効果的と思われる言語があれば、別途、提案も可とする。
- ・調査にあたっては、オンラインでの回答も可能とすること。なお、オンラインに対応する言語は予算の範囲内とする。
- ・調査票は、受託後に大分県が別途提供する調査票を基に作成を行うこと。ただし、調査票の分量は別添の調査票（案）を参考とすること。また、調査の趣旨・目的を鑑み、質問項目の修正について、助言・提案を行うこと。

(2) 調査の実施及び調査票の回収

(1) で設計した調査方法に基づき、調査を実施し、郵送及びオンラインによる回答の回収を行うこと。また、調査についての問い合わせについては、以下の通り対応を行うこと。

(問い合わせへの対応について)

- ・電話での対応を行うこと。可能であれば、外国語での対応を行うこと。
- ・調査票を作成した言語については、メールでの質問の受付を可とし、当該言語で回答を行うこと。

(3) 調査結果の集計及び分析、報告書の作成

(2) で回収した調査票を集計し、大分県在住外国人住民が生活の中で抱えている不満や困りごとを分析するとともに、分析を踏まえたうえで、大分県が取り組むべき多文化共生施策をまとめた報告書を作成すること。なお、大分県からの依頼に応じ、集計中の調査データの提供を迅速に行うこと。

5 成果物

- (1) 4. (3) で作成した報告書（冊子）・・・1冊
- (2) 4. (2) で回収した調査表の回答データ及び4. (3) で作成した報告書のデータを保存したDVD・・・1個

6 著作権等

本事業により得られた成果品及び電子データ等、新たに作成したコンテンツに関する著作権と、これを構成する素材の著作権（二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む）は、大分県に帰属し、大分県は、これらが無償で自由に改編し、二次利用することができるものとする。

7 その他

(1) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- ② 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- ③ 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。

(2) 再委託について

受託者は、本委託業務の「主たる部分」である「4. (1) 調査の総合的企画、調査項目及び手法の決定」及び「4. (3) 査結果の集計及び分析、報告書の作成」について、第三者に委託することはできない。

ただし、「(2) 調査の実施及び調査表の回収」については、分析に十分なサンプル数を確保するために必要であれば、委託契約書に定める手続きに従い、県の承認を得ることで、再委託を可能とする。